

## 秋田県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

平成31年1月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
松橋 健悟	きみまち施術院	能代市二ツ井町比井野123番地	あん摩マッサージ指圧	平成30年12月27日